

# 神戸町いのちを支える自殺対策計画

～ 誰も自殺に追い込まれることのない

暮らしやすさを実感できる神戸町を目指して ～

平成31年3月

岐阜県神戸町

## はじめに

我が国の自殺者数は、平成 10 年に初めて年間 3 万人を超えて以来、高い水準で推移をしていました。平成 18 年には自殺対策基本法が制定され、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は、広く「社会の問題」とされるようになり、様々な対策がなされた結果、自殺者数は減少傾向にあります。いまだに 2 万人を超える方が自殺により尊い命をなくされています。

このような中、平成 28 年 4 月に自殺対策基本法が改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として新たに位置づけ、各市町村に自殺を防ぐための計画策定が義務付けられました。

自殺は、健康問題だけでなく、生活困窮や過労などの様々な社会的要因が複合して起こることが知られており、その多くが追い込まれた末の死であります。また自殺は、個人だけの問題ではなく、その多くが防ぐことができる社会問題と考えられます。

こうしたことから神戸町では、町の実情に応じた自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための計画として、「神戸町いのちを支える自殺対策計画」を策定いたしました。

この計画では、町民一人ひとりがかけがえのない「いのち」を大切にし、「誰も自殺に追い込まれることのない暮らしやすさが実感できるまちづくり」の実現を目指して、基本方針を定めそれに対する具体的な施策を総合的・効果的に展開してまいります。

今後は、本計画に基づき、行政と町民、地域、関係機関との連携・協働して、地域ぐるみで自殺対策に取り組んでまいりますので、皆さまのより一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたりご協力いただきました関係機関の皆さま、アンケートにおいて貴重なご意見・ご提言をいただきました町民の皆さまに心から感謝を申し上げます。

平成 31 年 3 月

神戸町長 谷村 成基

# 目次

## 第1章 計画策定の趣旨等

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 3 計画の推進期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 4 計画の数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

## 第2章 神戸町の自殺をめぐる現状

- 1 神戸町における8つのポイント・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 2 統計データから見る神戸町の自殺の現状・・・・・・・・ P 6
- 3 町民意識調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10

## 第3章 自殺対策の基本方針

- 1 「生きることの包括的な支援」としての自殺対策を推進する・・・・ P 11
- 2 関連機関の施策との有機的な連携による総合的な取組を推進する・・・・ P 12
- 3 対応のレベルと段階に応じた、さまざまな施策を効果的に連動させる・ P 12
- 4 自殺対策における実践的な取組と啓発を両輪で推進する・・・・・・ P 13
- 5 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働して取り組む・・・・ P 13

## 第4章 神戸町の自殺対策7本柱

- 【施策1】 地域・役場組織内におけるネットワークの強化・・・・・・・・ P 15
- 【施策2】 自殺対策を支える人材の育成・・・・・・・・・・・・ P 17
- 【施策3】 町民への周知と知識の共有・・・・・・・・・・・・ P 20
- 【施策4】 生きることの促進要因への支援・・・・・・・・・・・・ P 23
- 【施策5】 高齢者への支援の強化・・・・・・・・・・・・・・ P 26
- 【施策6】 失業・無職・生活に困窮している人への支援の強化・・・・ P 29
- 【施策7】 子ども・若者への支援の強化・・・・・・・・・・・・ P 32

## 第5章 自殺対策の推進体制

- 自殺対策の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 39

## 第6章 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 40

- 1 「健康と食育に関する意識調査（平成28年度実施）」調査票・結果
- 2 自殺対策基本法（平成28年4月改正）
- 3 神戸町いのちを支える自殺対策計画策定委員会設置要綱  
神戸町いのちを支える自殺対策計画推進本部設置要綱
- 4 生きる支援関連施策一覧

●本計画では、分かりやすさと読みやすさを考慮し、計画年度についても「平成」を使用しています。元号の変更があった場合は、変更後の元号および年度に読み替えることとしています。